

★電子納付とは、
保管金をインターネットバンキング、
Pay-easy(ペイジー)対応のATM等
を用いて納付することです。

原則として24時間365
日、いつでもどこからで
も納付ができます。

事前登録を行うと全国の
裁判所で利用することが
できます。

電子納付の場合、裁判
所への保管金提出書の
提出は不要です。

電子納付には、ほとん
どの場合、振込手数料
がかかりません。(注)

(注) ATMで休日・夜間に手続をする場合、金融機関によつては、ATMの時間外手数料がかかる場合があります。

平日午後5時以降、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始に手続がされた電子納付は、即日に入金を確認することができないため、翌日又は休日明けの処理となります。

特に、保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金を電子納付する方は、ご注意ください。

(問い合わせ先)

宇都宮地方裁判所事務局会計課経理係 電話028-621-4755(ダイヤルイン)

宇都宮家庭裁判所事務局会計課経理係 電話028-621-4850(ダイヤルイン)

★電子納付をするには？

ステップ1

利用者登録申請をします。

地家裁会計課経理係等に電子納付利用者登録申請書を提出



電子納付利用登録票を受領

ステップ2

電子納付用の保管金提出書を受け取ります。

担当書記官等に電子納付利用登録票の「登録コード」を告げる。



電子納付用の保管金提出書を受領

ステップ3

インターネットバンキング、Pay-easy(ペイジー)対応の銀行ATM等で、電子納付をします。

電子納付用の保管金提出書に記載されている「収納機関番号、納付番号及び確認番号」を入力する。